



※災害拠点病院(都が指定)
主に重症者の収容・治療を行う病院

※災害医療支援病院
専門医療・慢性疾患への対応を行う病院
区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院

<訓練について>

- ・災害時の本市における体制については、表の通りであり、多摩市地域防災計画に位置付けられている。
- ・医師会を中心とした、災害発生時の緊急医療救護所の立ち上げ訓練、トリアージ訓練を毎年実施しており、市、医師会、災害拠点病院を中心とした病院、歯科医会、薬剤師会、柔道整復師会、その他関係機関が参加しており、連携体制、顔の見える関係はできつつある。